

議案第165号

交通事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、交通事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

交通事故による損害賠償額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市中央区 [REDACTED] [REDACTED]	5,147,146円

2 事件の概要

令和元年9月25日午後1時頃、中央区役所地域整備部道路適正利用推進課所属の嘱託員が、業務のため同課所管の自転車を運転中、市内中央区大名二丁目1番24号付近の交差点を直進しようとした際、左側から横断歩道により当該交差点を横断中の相手方 [REDACTED] 氏と接触し、同人を負傷させ、損害を与えたものである。